

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 19) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 22)
	① 政策評価の対象税目	
	② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3
5	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8ト以上→3.5ト以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月末までの適用期間の延長)

			<p>長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)</p> <p>平成 26 年度 3 年間の延長(平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充)</p> <p>平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長(平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長)</p> <p>令和元年度 2 年間の延長 (令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長)</p> <p>令和 3 年度 2 年間の延長(令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。</p>
8	適用又は延長期間		令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p> <p>中小企業・地域経済</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022(令和 4 年 6 月 7 日)</p> <p>第2章 新しい資本主義に向けた改革</p> <p>1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野</p> <p>(1)人への投資と分配</p> <p>(賃上げ・最低賃金)</p> <p>今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。</p> <p>このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。</p> <p>また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事</p>

			<p>業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組むにつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。          本税制措置の延長後の期限である令和6年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p> <p>具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上          80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上          30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI          設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○実績          特別償却          令和元年度:25,591件          令和2年度:22,894件          令和3年度:22,894件</p> <p>税額控除          令和元年度:28,339件          令和2年度:26,166件          令和3年度:26,166件</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」          ※令和3年度は出展元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み          特別償却          令和4年度:22,894件          令和5年度:22,894件          令和6年度:22,894件</p> <p>税額控除          令和4年度:26,166件          令和5年度:26,166件          令和6年度:26,166件</p>

		<p>※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和3年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0%。今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p> <p>&lt;平均伸び率の算出(端数は四捨五入)&gt;          令和元年 17.5%          令和2年 18.1%(前年比 0.7%ポイント)          令和3年 17.5%(前年比 -0.6%ポイント)          令和4年 16.2%(前年比 -0.1%ポイント)          平均 -0.0%ポイント</p>
②	適用額	<p>○実績</p> <p>特別償却          令和元年度:2,338億円          令和2年度:1,999億円          令和3年度:1,999億円</p> <p>税額控除          令和元年度:183億円          令和2年度:163億円          令和3年度:163億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」          ※令和3年度は出展元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み</p> <p>特別償却          令和4年度:1,999億円          令和5年度:1,999億円          令和6年度:1,999億円</p> <p>税額控除          令和4年度:163億円          令和5年度:163億円          令和6年度:163億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、令和2年度と同程度の実績を見込んで算出。</p>
③	減収額	<p>○実績</p> <p>特別償却          令和元年度:367億円          令和2年度:300億円          令和3年度:300億円</p> <p>税額控除</p>

令和元年度:139 億円  
 令和2年度:163 億円  
 令和3年度:163 億円

(出展)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基  
 に試算した減収額(実績集計)  
 ※令和3年度は適用額の出展元の数字がまだ公表されていないため  
 見込みと同様に推定。

○見込み  
 令和4年度:163 億円  
 令和5年度:163 億円  
 令和6年度:163 億円

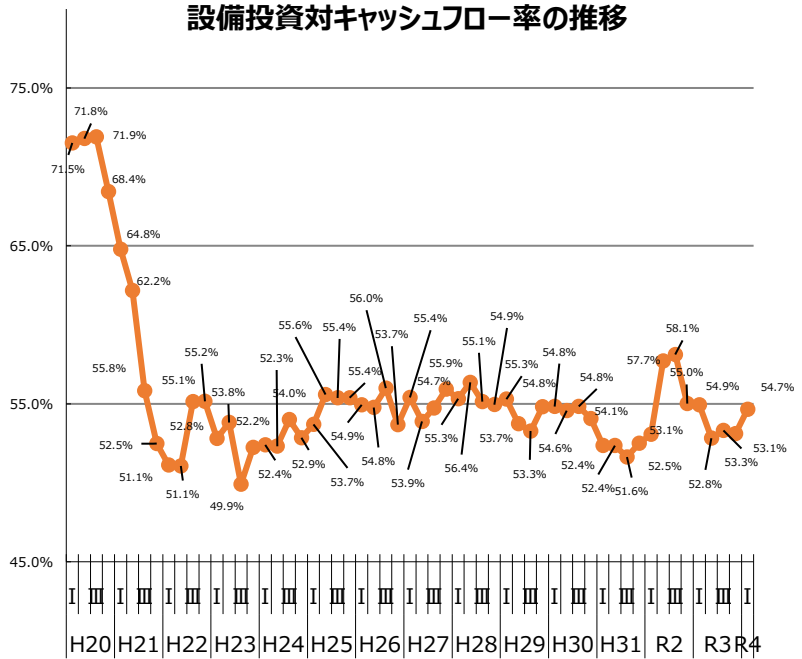
※上記①適用数と同様に、令和2年度と同程度の実績を見込んで算  
 出。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡  
 大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響につ  
 いても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近は、回復傾向が  
 見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価  
 高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積  
 極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。

設備投資対キャッシュフロー率の推移

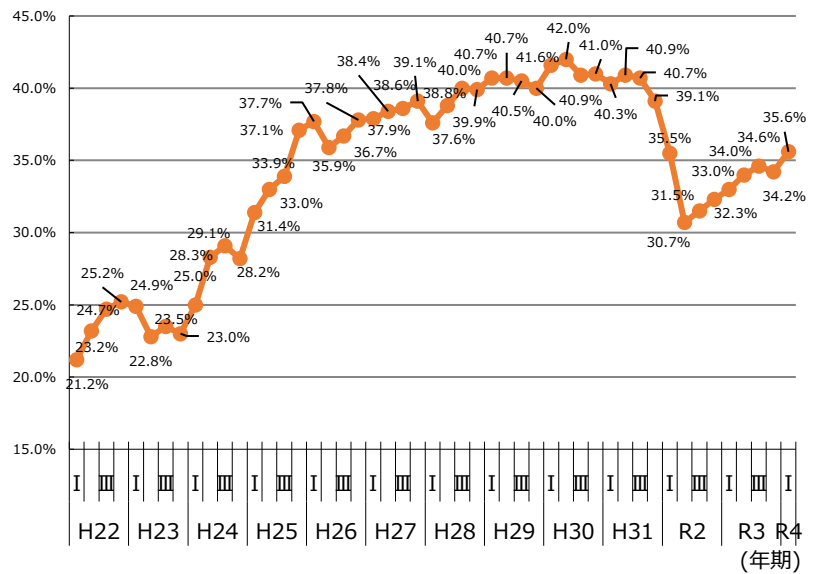


資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。(年期)

(%)

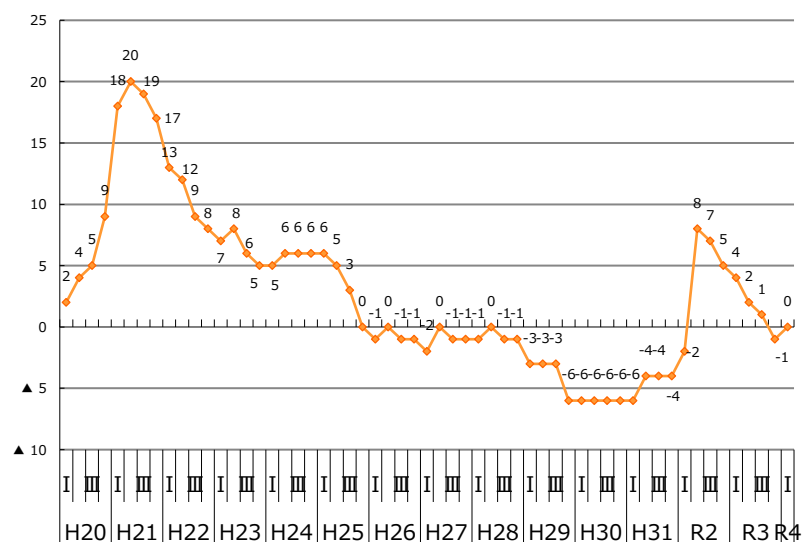
### 設備投資実施割合の推移



資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」

(DI,ポイント)

### 生産・営業用設備DIの推移



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(年次)

(注)1.ここでのいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。

(注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。

			<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月